

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための軽自動車税 (種別割) の課税上の取扱いについて

軽自動車（三輪以上の軽自動車に限ります。）の保有関係手続きに関し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、窓口での申請手続きが集中する例年の傾向を回避するため、令和2年4月1日を賦課期日とする軽自動車税（種別割）に限り、次のとおり取り扱います。

新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるためにも、ご理解とご協力をお願いします。

課税上の取り扱い

三輪以上の軽自動車について、3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更が行われ、かつ、当該事由が発生してから15日以内の手続きがなされたと確認できた場合には、当該手続き及び税申告が令和2年4月以降であっても3月中に事由が発生したことを前提として課税処理を行います。

対象となる手続き等詳細につきましては、軽自動車検査協会ホームページでご確認いただくか、下記の軽自動車検査協会までお問い合わせください。

軽自動車検査協会岐阜事務所

羽島市福寿町千代田三丁目83番 TEL050-3816-1775